規程第9号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が贈る見舞金、又は弔慰金について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 第2条 本会の理事,監事及び評議員が次の各号の一つに該当したときは, 見舞金及び弔慰金を贈るものとする。
 - (1)本人が疾病により15日以上の入院,又は1ヶ月以上の療養を要するとき
 - (2) 本人又はその配偶者並びに同居の一親等以内の者が死亡したとき
 - (3) 前各号に定めるもののほか、会長が特に認めたとき

(贈与金)

第3条 贈与金は、会長が別に定める。

(弔辞)

第4条 第2条に定めるものの他,特に功労のあった者に対しては,会長が 弔辞を贈るものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年5月24日から一部改正する。